

八王子市告示第 79 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考に規定する区域を、平成 24 年 4 月 1 日に定めたので、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 24 年 4 月 2 日

八王子市長

石森 孝志

区域の区分	該当地域
a 地域	平成 24 年八王子市告示第 76 号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地先
b 地域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって、a 地域及び c 地域に該当する区域を除く地域
c 地域	指定地域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先

（問い合わせ先）

環境部環境保全課

電話 042-620-7255（直通）